

社会福祉法人 土佐香美福祉会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：所定外労働時間を削減するために『ノー残業デー』を毎週1回各事業所ごとに設定し、実施する。

<対策>

- 令和3年4月～ 各事業所ごとに所定外労働の現状を把握
- 令和3年4月～ 各事業所ごとに『ノー残業デー』を設定し、実施する

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。その為、可能な範囲において連続休暇の計画的な取得促進を図る。

<対策>

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年4月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定
- 令和3年4月～ 法人や事業所における会議などで取得状況を確認するなど、取得促進のための取り組みを開始

目標3：法人において、平成26年4月1日から施行している『短時間正職員規程』の制度の周知を図る。

<対策>

- 令和3年4月～ 短時間勤務制度の内容等を職員に周知